

さいたま市告示第747号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、さいたま都市計画宮前土地地区画整理事業を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 都市計画の種類
 - ・さいたま都市計画宮前土地地区画整理事業
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - ・さいたま市西区西大宮三丁目及び宮前町の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
 - ・さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課